

石川県中央会 会報 No.1

目 次

年 頭 所 感

- ・年頭所感～創業・新事業展開への積極的支援～ 2
石川県中小企業団体中央会 会長 五嶋耕太郎
- ・豊かな暮らしを支える産業社会づくりを目指して 4
石川県知事 谷本 正憲
- ・年頭に当たって 7
全国中小企業団体中央会 会長 大河内信行
- ・年頭所感 8
商工組合中央金庫金沢支店 支店長 福田 康雄

中小企業関連ニュース

- ・中小企業挑戦支援法が成立しました 10
- ・「売掛債権担保融資保証制度」の改善について 12

会員関係

- ・秋の勲章・褒章（会員関係） 14

イベント情報

- ・第54回中小企業団体全国大会開催 15
- ・青年中央会会員交流ゴルフ大会開催 17

中央会からのお知らせ

- ・個別専門相談室開設のご案内 17
- ・新県庁舎における各課配置及び電話番号について 18
- ・中央会周辺の住所が変わりました 23
- ・石川県最低賃金（地域別最低賃金）及び産業別最低賃金の改正のお知らせ 23



～創業・新事業展開への 積極的支援～

石川県中小企業団体中央会

会長 五嶋 耕太郎

年頭に当たり新年のご挨拶を申し上げ、新春のお慶びと共に旧年中のご支援、ご協力に対し、一同に代わり心から感謝申し上げます。

さて、現下の景況を見ますに、年央に景気の底入れ発言がなされ、以来、一進一退の状況で推移してきたわが国経済は、ここに来て再び金融梗塞が顕在化、雇用環境の悪化、米国の株価下落やドル安に伴う円高等憂慮された懸念材料が表面化し、景気は以前にも増して低迷を続けております。

個人消費や民間設備投資をはじめとする内需の動きは鈍く、デフレ克服のための民需の喚起が喫緊の課題であります。 「一部に底入れに向けた動きが見られる」という政府判断と中小企業の現状認識とは大きな乖離が見られます。

景気回復を確実なものにするためには、わが国経済の大宗を占める中小企業の活力強化が急務であり、いわんや地方経済の牽引役である中小零細企業の活性化が不可欠であるということは言うまでもありません。

しかし、地域経済の担い手として、又、雇用創出の担い手として大きな役割を果たしてきた中小企業は、デフレ経済が進展する中、海外製品との競合、発注先企業よりの単価の引き下げ・短納期化等厳しい取引条件を突きつけられ売上高の減少や大企業の再編・破綻などの影響をもろに受け、極めて厳しい状況下に置かれており、自助努力の限界を超えた非常に厳しい経営を余儀なくされ、まさに危機的状況に追い込まれております。

このような状況の下で、中小企業が現下の閉塞状況を打破し、有する活力を充分に発揮し、わが国経済のダイナミズムの源泉として積極的な役割を果たしていくためには、経営革新や創業、新事業展開に積極的に取り組むとともに、競争力を強化し、その経営基盤をより強固なものにするため、組合をはじめとする多様な中小企業連携組織を活用し、それぞれの問題解決に向け相応しい連携の輪を創り、様々な制約要因を自主的に解決していくことが強く求められております。

市場原理重視の流れが強まり、中小企業を取り巻く競争環境が一段と厳しさを増す中で、中小企業が個々で山積する課題に取り組むことは容易ではなく、協同化の精神を組合に結集することにより、経営資源を相互に補完し、自己の経営革新を図ることが極めて有効であり、以前にも増して組合の果たすべき役割は重要であると認識しております。

本会といたしましては、先に成立しました「中小企業挑戦支援法」を軸に裾野の広い創業・新規開業等、新たな事業分野を創造する中小企業の支援に重点的に取り組むと共に、組合をはじめとする多様な連携組織がこのような構造変革に円滑に対応し、経営の維持発展が図られるよう積極的に支援し、今後の方向性を提示するとともに、その対応について明らかにし、具体化に向け、中央会がこれまでに蓄積してきた中小企業連携組織というネットワークを最大限に活用し、時代を先取りできる組合並びに連携組織の育成、支援に全エネルギーを注入、直面する問題解決に全力を傾注していく所存であります。

会員諸賢には旧年にも倍したご支援、ご協力をお願い申し上げますと共に、新しい年が幸多かりしことをご祈念申し上げ、念頭の挨拶に代えさせていただきます。



豊かな暮らしを支える産業社会 づくりを目指して

石川県知事

谷本 正憲

明けましておめでとうございます。

希望に満ちた輝かしい新春を、ご健勝でお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

旧年中は、県政の推進につきまして深いご理解と絶大なご協力を賜りましたことに、本誌面をお借りして厚くお礼申し上げます。

県政 130 年の節目にあたる昨年、NHK大河ドラマ「利家とまつ～加賀百万石物語～」が放送されたことは、石川の誇る文化を広くアピールできる絶好の機会でありました。

また、我々石川県民にとっても、郷土の歴史や文化に対する理解と関心が深まる良い機会となったものと感じており、引き続き先人の足跡を振り返る「ふるさと教育」が盛り上がっていくことを期待しております。

とりわけ、昨年 3 月から金沢城公園で開催しておりました「加賀百万石博」は、入場者数が 150 万人を超えるなど、大変好評のうちに終了することができ、これもひとえに関係する皆様方をはじめ、県民あげてのご協力の賜と感謝しております。

さて、最近の本県経済は、生産が IT 関連分野の伸びにより持ち直しているものの、個人消費が低調に推移しており、雇用面でも有効求人倍率は引き続き低水準であるなど依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、国におきましては、不良債権処理の加速等により金融及び産業の早期再生を図る「改革加速のための総合対応策」を去る 10 月末に決定したところであります。

また、一昨年末に破綻した県内大型金融機関の事業譲渡につきましては、早期譲渡がなされるよう、県としても国や金融整理管財人、地元金融機関に対し要請してきたところですが、11 月に受け皿金融機関に関する基本協定が締結されました。県としては、こうした国の動向等を注視しつつ、引き続き、中小企業の再生を経営・金融面から支援する「中小企業再生支援プログラム」の積極的な活用を図るほか、制度金融の充実に努めるなど、中小企業者の金融円滑化にきめ細かな支援を行ってまいります。

また、依然として厳しい雇用情勢が続いていることから、短期職業訓練を拡充して実施するほか、全国に先駆けて、中高年齢者の職場実習事業に取り組むなど、離転職者に対する就職支援に力を注ぐとともに、緊急雇用を創出する事業を実施してまいりましたが、これからも、できる限りの対応を行っていくこととしております。

なお、特に厳しい状況にある中高年齢者に対する職場実習事業につきましては、就職率が6割近くに達するなど、期待以上の成果をあげていることから、引き続き積極的に取り組むこととしております。

同時に、少子・高齢化時代に対応した社会の構築や経済の活力の面で、新規学卒者の就職決定率の低迷、早期離職傾向の高まりやいわゆるフリーター層の増加等の現状は、社会的に大きな損失となることが懸念されております。そのため、「若者就業支援プログラム」を策定し、若年者雇用の充実強化に努めているところであり、本年5月には若者の就業支援を行う拠点となる「若者しごと情報館（仮称）」を旧県庁舎新館に開設することを目指して準備を進めているところであります。

一方、本県の地域経済を回復させるためには、モノづくり産業が力強く再生していくことが、不可欠であることから、本年度当初より「モノづくり再生支援プログラム」を策定し、モノづくり産業の基盤となる技術力の向上を図るほか、中小企業が設計から試作・評価まで一連の研究開発を行うことができる「開放型モノづくり支援センター」をこの2月からのオープンを目途に工業試験場内において整備を進めており、今後、県内中小企業の皆様が積極的に利用されることを期待いたしております。

I T産業の振興につきましては、本県は「石川新情報書府」というデジタルアーカイブ事業を全国に先駆けて取り組んでいます。デジタルコンテンツ分野に対する先進的な姿勢が全国的に高い評価を得て、昨年10月に本県で全国初となる「全国地域デジタルアーカイブ研究大会 2002in ISHIKAWA」が開催されたところであります。I T分野は特に成長が見込まれており、県内産業の先導役として、今後とも積極的に支援していきたいと考えております。

商店街の活性化につきましては、平成10年7月に施行されました中心市街地活性化法に基づき、すでに金沢市、七尾市、小松市、輪島市、津幡町の4市1町にTMO（タウンマネジメント機関）が設立されるなど、中心市街地活性化に向け、ハード・ソフト両面にわたり意欲的な取り組みが展開されております。県といたしましては、活性化モデル商店街支援事業をはじめ、各種の国庫制度や基金を活用し、積極的に支援して行きたいと思っております。

伝統工芸産業は、文化面のみならず地域経済においても、本県を特色づける重要な産業であると認識しており、今後ともさらなる振興に向け、後継者の育成はもとより、需要喚起につながる新商品の開発や情報発信等について、各産地と連携してより積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

観光の振興につきましては、今後も大河ドラマ放送により全国に浸透した「加賀百万石」のイメージを活用したキャンペーンを展開し、誘客の促進に努め、石川の風格ある歴史や重厚な文化を全国に情報発信してまいりたいと考えております。

特に、温泉地の活性化につきましては、昨年は大河ドラマの効果もあり、団体客を中心に全国から前年を上回る入り込みがみられるところではありますが、最近の観光ニーズに対応するため、各旅館の経営努力に加え、温泉街の魅力づくりを進めることが必要となっております。このため、県内の主要温泉地では、温泉地まちづくり計画を策定し、その実現に向けてハード・ソフト両面の事業が展開されているところでもあります。県としては今後とも地元市町と連携しながら、地域が主体となった前向きな取り組みに対し積極的に支援してまいります。

一方、昨年は、金沢港及び七尾港において、石川の個性を活かした第17回「海の祭典」の開催や全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいしかわ2002」など全国イベントが成功裡に行われたところではありますが、今年は「全国ボランティアフェスティバル」が開催され、さらには、能登浮上の起爆剤となる「能登空港」が7月の開港に向け順調に進んでおります。これらを契機として、さらに観光石川を県内外に発信してまいります。

このほか中小企業の経営安定を図るための金融支援、ベンチャー企業の育成、経営革新への支援、企業誘致など各種施策を積極的に推進し、県民の皆様方の豊かな暮らしを支える産業社会づくりを目指し、最大限の努力を行う所存であります。

去る11月末には金沢西部副都心の核となる新県庁舎が完成し、この1月6日から新県庁舎での業務がスタートします。新県庁舎が21世紀における石川県の発展を担う県政の拠点として、末永く多くの県民の皆様方に愛されるよう「コスト・スピード・サービスの質を重視し、県民の皆様方の視点に立った行財政運営」に向けて、さらに努力を重ねてまいります。

最後に2003年が、皆様にとりまして、最良の年でありますよう心からお祈り申し上げますとともに、県政に対する一層のご支援・ご協力をお願いいたしまして、新年のごあいさつといたします。



年頭にあたって

全国中小企業団体中央会

会長 大河内 信行

明けましておめでとうございます。

平成十五年を迎えるに当たり、全国の中小企業の皆様並びに組合を中心とする中小企業団体の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年は、株価がバブル崩壊後最安値を記録し、失業率も依然高止まりを続ける中、金融機関の不良債権処理の加速による金融システム不安の広がりなども加わり、深刻なデフレ状況からの脱却を実現できないまま新年を迎えることとなりました。

本年こそ、民需主導による景気回復を実現し、力強く、活力ある日本を取り戻す転換の年としたいものであります。

中小企業が、我が国経済の活力の源泉としてその役割を果たしていくためには、持ち前の機動性、柔軟性、創造性を発揮し、積極的に創業・経営革新に取り組み、自らの発展基盤を強化していくことが必要であります。

また一方において、経営環境が一段と厳しさを増す中では、経営資源に制約のある中小企業は、個々では解決し難い課題も多く、協同の精神を根幹に、組合を中核とする中小企業団体のネットワークを活用し、経営資源の相互補完や新事業の積極的展開を図っていくことが極めて重要であります。

また、開廃業率の逆転現象が続く中、創業を促進することが国を挙げての重要な課題となっている折から、創業支援のための有力な組織である企業組合の法改正が昨年中に実現し、本年早々にも施行されることとなりました。この改正により、さらに使いやすくなった企業組合を積極的に利用していただくことにより、創業が飛躍的に促進され、雇用創出の場が広がっていくことが大いに期待されております。

このような状況下、本会は、中小企業組合運動の中核的組織体として、都道府県中小企業団体中央会並びに全国五万余の組合を中核とする中小企業団体と一層連携を深め、皆様方のご期待に応えられるよう全力を傾注し、積極的に行動して参る所存であります。

中小企業並びに組合を中核とする中小企業団体の皆様におかれましては、極めて厳しい情勢下にはありますが、新たな年を迎え、決意を新たに、我が国経済社会の発展と中小企業の振興のために力強く邁進されますことをご期待申し上げますとともに、本年が皆様にとって飛躍の年となりますようご祈念申し上げまして、私の年頭のご挨拶と致します。

平成十五年 元旦



年頭所感

商工中金金沢支店

支店長 **福田 康雄**

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。昨年3月に当地に赴任した私にとりましても、歴史と伝統に裏付けられた文化あふれるここ金沢の地で迎える新年には格別の感があります。

しかし最近の我が国の経済・金融環境に関する動きを振り返ってみますと、残念ながら中小企業経営の上では困難な状況が継続することが懸念されます。

本邦経済においては、一部で景気底打ちの動きが見られるものの、全般的にはデフレ傾向が引続き、回復の糸口は未だ見えない状況となっています。

海外に目をむけても、米国経済の先行き不透明感の高まり、世界的な株安、テロ支援国家とされる国々に関する諸問題等、不安材料は山積しています。

また、行政面では昨年10月、経済財政諮問会議により「改革加速のための総合対応策」、いわゆる「総合デフレ対策」が打ち出され、「金融システム改革」、「税制改革」、「規制改革」、「歳出改革」の4本柱の構造改革を加速し、デフレを克服しながら民需主導の自律的な経済成長の実現を目指すこととされました。とりわけその中でも金融機関が保有する不良債権の集中的な処理を行うとの方針が示されましたが、その影響として大手金融機関を中心に中小企業に対する融資スタンスの変更が危惧されております。

改めて申すまでもなく、日本経済が本来の力強さを取り戻すためには、中小企業が活力を回復することが必要不可欠です。経済の基礎を支える中小企業が積極的に経営革新に取り組む、ひいてはその機動力と創造力を発揮して、本業に新規事業にと果敢にチャレンジしていけるような環境作りがなされてことが強く求められています。

私ども商工中金といたしましても、中小企業専門の政府系金融機関として、①経営基盤強化支援、②セーフティネット機能強化、③経営革新・創業支援、④地域経済活性化支援の四つを経営課題として掲げ、金融面でのお手伝いをさせて頂くことを目指しております。

これらの課題に取り組む方策として、当金庫では、「中小企業再生支援本部」を設置いたしました。これは、不良債権の処理が進められる中、中小企業金融の円滑化に万全を期し、当金庫がこれまで実施してきたセーフティネットや企業再生への取り組みをより強力に推進することが目的としたものです。

また、やる気と能力のある中小企業者への資金供給の円滑化、セーフティネット機能強化の観点から「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」を設置する等、政府系金融機関として個別の実情に応じた迅速な対応を心掛けております。

環境は依然厳しい状況が継続するものと予想されます。我々商工中金といたしましても、長引く不況の中、政府系金融機関として果たすべき責務の重大さを十分再認識し、中小企業支援に向けての決意を新たにしているところであります。さらには中央会をはじめとした各種中小企業関連団体との連携を一層強化し、中小企業支援策の実現に向け全力で取り組んでいく所存であります。

以上、年頭にあたり所懐の一端を申し述べましたが、本年を実り多き年とするためにも、皆様には一層のお引き立てをお願い申し上げます。

中小企業挑戦支援法が成立しました

去る11月15日「中小企業挑戦支援法（中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律）」が参議院本会議において可決成立しました。法律改正の目的ならびに概要についてお知らせします。

I. 法律改正の目的

開業率（約4%）が廃業率（約6%）を下回るなど未だ厳しい状況にある我が国経済の活力を呼び覚まし、グローバルな競争力を高めていくため、創業、新事業などの新たな事業活動に「挑戦」する中小企業者等を積極的に支援する制度の拡充を図る。

具体的には、組織面で中小企業者等の創業・新事業への「挑戦」を容易にする措置を講じるとともに、資金調達面においても、「挑戦」に必要な資金の供給源の拡大を促す措置を講じ、経済活性化と雇用拡大の原動力である元気な中小企業等の育成・発展を進める。

II. 法律案の概要

1. 株式会社、有限会社の最低資本金等の商法上の規制に関する特例（新事業創出促進法の一部改正）
 - (1) 商法の最低資本金規制に係る特例を設け、新たに創業する者について、株式会社の場合は1,000万円、有限会社の場合は300万円という最低資本金規制の適用を受けない会社設立を認めるとともに、設立後5年間は当該規制を適用しない。
 - (2) 併せて、払込取扱機関の保管証明を受ける義務等を免除するとともに、債権者保護等の観点から、開示義務、配当制限等を課す。
 - (3) これらの措置により、会社設立時点での資本金の確保など資金集めが創業のハードルとなっている点を大幅に緩和する。設立に係る手続を簡素化することによって、サラリーマンや主婦などが無形財産やアイデアなどのソフトな経

営資源によって創業することなどを容易とし、中小企業等の「挑戦」を支援する。

2. 企業組合の組合員要件、従事比率・組合員比率要件の緩和（中小企業等協同組合法の一部改正）

- (1) 最低資本金がなく、有限責任の下で法人格が得られる企業組合制度について、企業や有限責任組合の参加を認め、また、従事比率（実際に仕事に従事しなければならない組合員の比率（現行：2 / 3））及び組合員比率（従業員中の組合員の比率（現行：1 / 2））の規制を緩和する。
- (2) これらの措置により、企業の資本力や技術力などの活用、組合以外の人材の活用を一層図ることが可能となり、地域貢献型事業から先端技術開発事業まで、幅広い分野での挑戦の機会を拡充し、中小企業等の「挑戦」を支援する。

3. 有限責任組合の投資手法、投資対象の拡大（中小企業等投資事業有限責任組合法の一部改正）

- (1) 投資ファンド（有限責任組合）の投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大するとともに、有限責任組合の投資事業の範囲について、従来の株式投資に加え、中小企業が営む事業から生ずる収益の分配を受けるための投資（信託受益権取得等のプロジェクトファイナンス）も可能とするようにする。
- (2) これらの措置により、新たな事業活動に挑戦する中小企業等のための資金調達方法の多様化を図り、上記2法の改正による組織面での制度整備とも相俟って、中小企業等の「挑戦」を支援する。

「売掛債権担保融資保証制度」の改善について (経済産業省、中小企業庁)

従来、「売掛債権担保融資保証制度」を利用する借入は、商品の納入、役務の完了などが行われたのち、相手方（売掛先）が支払う旨の意思表示を行ってからとなっていました。このほど制度が改善され、契約が成立した段階から受けられるようになる、としています。

これにより、一定の要件を満たす中小企業者であれば、一定の範囲内での資金の前倒し調達が可能となりました（平成14年11月11日受付分より）。

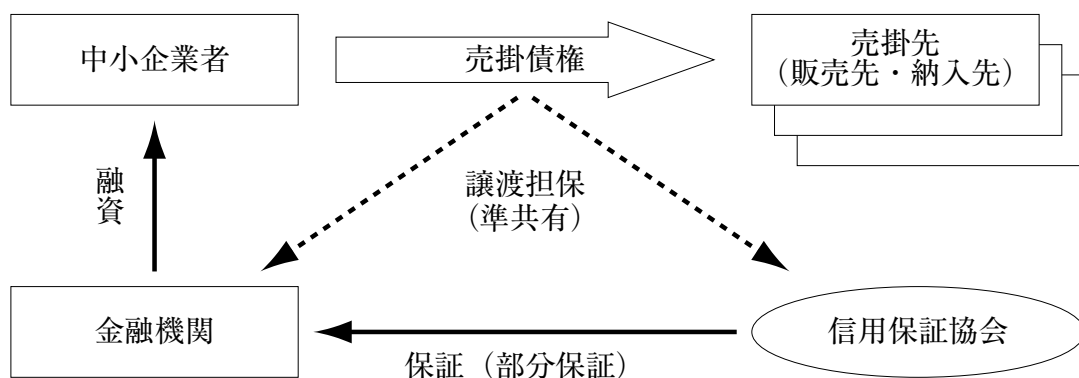
同制度の概要は、(1)中小企業者が売掛先である事業者に対して有している売掛債権を担保として、金融機関から借入を行う際に信用保証協会が保証を行う、(2)根保証方式と個別保証方式がある、(3)根保証方式の場合には、融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入限度額が設定され、その範囲内で1年間反復借入を受けることが可能、(4)本制度で設定可能な借入限度額は1億1,100万円、となっています。

売掛債権担保融資保証制度が改善され、ここまで使いやすくなっています。

従来、実際の借入は、商品の納入、役務の完了などが行われてのち、相手方（売掛先）が支払う旨の意思表示を行ってからとなっていました。この点が改善され、契約が成立した段階から受けられるようになります。

一定の要件を満たす中小企業者であれば、一定の範囲内で資金の前倒し調達が可能となりました。（平成14年11月11日受付分から。）

□ 本保証の仕組み



制度の概要

- ・中小企業者が売掛先である事業者に対して有している売掛債権を担保として、金融機関から借入を行う際に信用保証協会が保証を行う制度です。
- ・根保証方式と個別保証方式があります。
- ・根保証方式の場合には、融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入極度額が設定され、その範囲内で1年間反復して借入を受けることが可能です。
- ・本制度で設定可能な借入限度額は1億1,100万円です。

□ 保証申込み

- ◆金融機関を通じて申し込むこととなります。
- ◆具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）、納品等の実績に関する資料などの提出が必要です。
- ◆譲渡担保の保全のため、売掛債権の債権譲渡について、①債権譲渡登記制度に基づく登記、②売掛先への通知、③売掛先の承諾のいずれかが必要です。

本制度の対象となる売掛債権

以下のような売掛債権が、本制度における担保として利用可能です。

- ・売掛金債権（事業者に対する売掛金）
 - ・割賦販売代金債権
 - ・運送料債権
 - ・診療報酬債権
 - ・工事請負代金債権 など
- ※ 譲渡禁止特約の付いた売掛債権は本制度の対象となりません。売掛先から解除承諾書の提出を受ける必要があります。

□ 借入形態・返済

- ◆借入に先立ち、金融機関に専用口座を開設することが必要です。（根保証の場合）
- ◆借入の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
- ◆引き当てとした売掛債権の状況を、金融機関に対し報告することが求められることがあります。

実際の借入等について…

- ・借入のタイミング等については、金融機関に相談して下さい。納品、工事等の進捗により、借入を受けられる金額が異なります。
- ・借入時点の提出書類については、
 - ◎売掛先に確認のサインがあるもの（運送伝票等）、
 - ◎取引実績により発注書分納入していることが明白なもの（都度納入時には支払い通知書が発行されない業種等）、
 などを含め、幅広く認められるようになりました。
- ・売掛債権は売掛先が倒産するリスク等があるため、実際の売掛金額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け日がかかります。）

秋の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成14年度、秋の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では次の方々がその栄誉に輝かれております。心からお慶び申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

勲五等瑞宝章

水 邊 博 (78歳)

功績：中小企業振興功労

主要経歴

元 石川県化粧品小売組合連合会 理事長
現 石川県中小企業団体中央会 理事
現 住 所：金沢市幸町 27 - 12

黄 綬 褒 章

黒 川 満 彦 (69歳)

功績：業務精励（織物業）

主要経歴

元 石川県繊維資材工業組合 理事長
現 住 所：河北郡高松町字高松テ 8 - 1

鶴 山 務 (75歳)

功績：建設業振興功労

主要経歴

現 石川県総合建設業協同組合 副理事長
現 社団法人石川県建設業協会 副会長
現 住 所：金沢市金石西 1 - 27 - 10

林 彪 (71歳)

功績：業務精励（自動車運送業）

主要経歴

元 北陸中央物流事業協同組合 理事長
現 山科運送株式会社 代表取締役
現 住 所：金沢市山科 2 - 12 - 22

勲六等单光旭日章

橋 本 才 次 (72歳)

功績：林業振興功労

主要経歴

元 協同組合能登ウッド 理事
現 住 所：鳳至郡能都町字鶴川 19 字 46

藍 綬 褒 章

岩 本 誠 之 (62歳)

功績：環境衛生功労

主要経歴

現 石川県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長
現 住 所：金沢市広岡 2 - 5 - 3

第54回中小企業団体全国大会開催



五嶋会長による意見発表

全国中央会と埼玉県中央会との共催により、10月17日「変革のうねりの海に 今こそ発揮組織力」を統一テーマに、第54回中小企業団体全国大会が埼玉県さいたま市のさいたまスーパーアリーナにおいて開催されました。

大会には、全国の中小企業団体の代表者6,700名が参加、石川県からは五嶋耕太郎中央会会長をはじめ29名が参加し、中小企業の新世紀創造の方策について鋭意討議を重ね、その

自律的發展に必要な施策について決議し、最後まで大会を盛り上げました。

この度石川県中央会関係からご参加いただいた皆様には、あらためてお礼を申し上げます。

当日は、来賓として、平沼赳夫通商産業大臣（代理 西川太一郎経済産業副大臣）、大島理森農林水産大臣（代理 熊谷市雄農林水産大臣政務官）、坂口力厚生労働大臣（代理 鴨下一郎厚生労働副大臣）、杉山秀二中小企業庁長官（代理 青木宏道中小企業庁次長）、名尾良泰関東経済産業局長、江崎格商工中金理事長、中澤佐一中小企業金融公庫理事、原口恒和国民生活金融公庫副総裁、見学信敬中小企業総合事業団理事長、石岡慎太郎勤労者退職金共済機構理事長、角野敬明雇用・能力開発機構副理事長、篠島義明（財）全国下請企業振興協会会長、井上拓雄（社）全国信用保証協会連合会専務理事をはじめ、各政党代表、埼玉県各関係機関代表等多数の臨席を得ました。

なお、全国中小企業団体中央会会長表彰として、優良組合36組合、組合功労者72名、中央会優秀専従者39名が表彰され、石川県からは組合功労者として次の2名の方が表彰されました。

・須田 幹雄（石川県青果食品商業協同組合連
合会 会長）

・明石 巖（石川県鉄工団地協同組合 理事長）
あらためて受彰の栄に際し、お祝いを申し上げます。

なお、次回の第55回中小企業団体全国大会は、平成15年10月30日に、東京都において開催されることとなり、大会旗が引き継がれ盛会のなか閉会しました。



須田氏（左）と明石氏（右）

また、大会では、中小企業施策に関する下記14項目の決議及び大会宣言が採択されましたが、議事の中で、当中央会の五嶋会長より「外形標準課税導入断固反対」についての意見発表が、力強くそして声高らかに行われ、会場は大いに盛り上がりました。

決 議 事 項

1. デフレ脱却のための景気対策を重視した経済運営
2. 景気回復を目指した中小企業対策予算の大幅増額
3. 中小企業金融対策の充実強化
4. 中小企業連携組織対策の充実強化
5. ITによる経営革新推進のための支援の強化
6. 法人事業税への外形標準課税導入断固反対
7. 事業承継税制の一層の拡充
8. 中小企業関係税制の一層の拡充
9. 信用組合の充実強化
10. 中小企業労働対策の充実
11. 環境・リサイクル・安全問題への支援の拡充
12. まちづくり、中小商業・サービス業等への支援策の充実
13. 不当廉売の防止、下請取引の適正化等公正取引の確保
14. 中小企業者・中小企業組合に対する官公需発注の増大実現
と良好な受注環境の確立

青年中央会会員交流ゴルフ大会開催

平成14年10月25日（金）、金沢カントリー倶楽部において石川葉業青年会並びに石川県タイヤ商工協同組合青年部の協賛を得て、青年中央会会員交流ゴルフ大会が開催されました。

当日は、24人が参加し、雨上がりのさわやかな秋晴れの下でゴルフを思う存分に楽しみました。

また、プレー終了後、和気藹々とした雰囲気の中で表彰式並びに懇親会が行われ、会員相互の交流を深めました。

- 優勝 石川県電気工事（工）青年部
清水 和 樹
- 第2位 金沢洋家具（協）青年部
東 直 樹
- 第3位 石川県板硝子商工（協）青年部
協議会
高 橋 昇 二



左から東氏、清水氏、高橋氏

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会（TEL 076-267-7711）

担 当 組織振興課・見谷まで

＝日 程＝

開 催 日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
1月22日(水)	10:00～12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

＝場 所＝

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

新県庁舎における各課配置及び電話番号について

平成 15 年 1 月 6 日より業務開始の石川県新県庁舎（議会庁舎・行政庁舎）における、各課の配置及び電話番号等につきましてご紹介します。

□ 新県庁舎の住所・代表電話番号

住 所	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
電話番号	代表 076-225-1111

□ フロアごとの各課配置（議会庁舎）

平成 15 年 1 月現在

階数	配	置
4	傍聴席 記者席 傍聴ロビー 常任委員会室 401 会議室 402 会議室	障害者用傍聴席
3	議場 議場ロビー 議長室 副議長室 議員控室 議会運営委員会室 局長室 秘書室 議会記者室 301 会議室 302 会議室	〔行政庁舎連絡通路〕
2	議員執務室 特別委員会室 面会室（6～9）	〔行政庁舎連絡通路〕
1	次長室 総務課 議事課 調査課 総務課分室 元議員控室 議会図書館 面会室（1～5） 大会議室	エントランスホール ロビー
B 1	駐車場 機械室	

□フロアごとの各課配置（行政庁舎）

平成 15 年 1 月現在

階数	部 局	配 置	
19		展望ロビー	
18	総務部 教育委員会 行政委員会	県庁舎建設局 石川県立大学設立準備室 保健厚生課 体育課 監査委員事務局 人事委員会事務局 外部監査室	
17	教育委員会	教育長室 教育委員室 庶務課 教職員課 学校指導課（学校教育企画室、人権教育推進室） 生涯学習課 文化財課	
16	土 木 部	港湾課 能都空港建設課 都市計画課（景観形成推進室） 下水道課 公園緑地課 建築住宅課 営繕課 技術管理課	
15	土 木 部	土木部長室 監理課（用地室） 道路建設課 道路整備課 河川課（ダム建設室） 砂防課 収用委員会室 道路情報管理室 河川情報管理室	
14	企 業 局 農林水産部	企業局長室 管理課 電気水道課（新枯渇発電所建設室） 畜産課 農地整備課 農村環境課 中山間地域対策総室	
13	農林水産部	農林水産部長室 農政課（技術管理室） 農産課（生産流通企画室） 森林管理課 水産課（漁港漁村整備室）	
12	商工労働部 行政委員会	商工労働部長室 産業政策課 産業立地課 経営支援課 地域産業振興課（繊維振興室、商 業活性化推進室） 労働企画課（職業能力開発室） 観光推進総室 地方労働委員会事務局	
11		共用会議室	
10	県民文化局	県民文化局長室 県民交流課（広報広聴室） 文化振興課 女性青少年課（男女共同参画推進室） 国際課	
9	健康福祉部	健康福祉部長室 厚生政策課 長寿社会課（介護保険推進室） 子育て支援課 医療対策課 健康推進課（生活習慣病対策室） 薬事衛生課	
8	企画開発部	企画開発部長室 企画課（都心地区整備構想推進室、高等教育振興室） 情報政策課（電子県庁推進室） 資源エネルギー課 新幹線・交通政策課 空港企画課（能登空港企画室） 統計課	
7	環境安全部 企画開発部 総務部	環境安全部長室 環境政策課（グリーン化推進室） 環境整備課（廃棄物処理対策事業推進室） 自然保護課 生活安全課 ネットワーク管理室 人事課給与第二係	
6	総務部 環境安全部 土 木 部	管財課 税務課（査察調査室） 消防防災課（防災システム管理室） 原子力安全対策室 災害対策本部室 災害予備室 河川課ダム管理係	
5	総務部	総務部長室 総務課（同和対策室） 人事課（行財政システム改革推進室） 財政課 地方課（広域行政推進室） 選挙管理委員会室	
4		知事室 副知事室 出納長室 知事室長室 秘書課 特別会議室	
3	総務部 出 納	人事課福利厚生室 出納課（検査室） [警察本部庁舎連絡通路] 記者室 記者会見室 [議会庁舎連絡通路]	
2		職員互助会 防災待機室 職員診療所 運転手控室 市町村交流コーナー [議会庁舎連絡通路]	食堂 売店 理容室 職員組合 金融機関（北國、労金） 郵便局 キャッシュサービス（信用金庫、JA、労金、郵貯）
1	総務部 県民文化局 健康福祉部	行政情報サービスセンター 守衛室 総合案内 行政相談・交通事故相談コーナー 障害保健福祉課	キャッシュサービス（北國） エントランスホール 県政情報コーナー
B1		公用車駐車場 ゴミ分別収集室	
B2	総務部	総務課書庫 電気室 機械室	

中央会の住所が変わりました！

平成 14 年 10 月 26 日より、周辺の住居表示変更に伴い、中央会の住所が下記のとおり変更になっています。

記

◎中央会新住所

石川県中小企業団体中央会

〒 920 - 8203

金沢市鞍月 2 丁目 1 番地

石川県地場産業振興センター 本館 3 階

石川県最低賃金（地域別最低賃金）及び産業別最低賃金の改正のお知らせ

石川県最低賃金 時間額 645 円

石川県内の各最低賃金の改正状況については、県内全ての労働者に適用される「石川県最低賃金」は、平成 14 年 10 月 1 日から日額の最低賃金が廃止され、時間額のみ
の最低賃金（金額は平成 13 年度に改正された 645 円のまま据え置く）となりました。

また、特定の産業を対象とする「産業別最低賃金」については、5 件の産業別最低賃金が改正され、平成 14 年 12 月 26 日又は 12 月 29 日から発効します。

産業別最低賃金	日額	時間額	発効年月日
石川県紡績、染色整理、綱・綱製造業最低賃金	5,544円	693円	平成14年12月29日
石川県洋食器・刃物・手道具・金物・製造業最低賃金（略称）	6,102円	763円	平成11年12月26日
石川県建設用・建築用金属製品製造業最低賃金（略称）	5,406円	676円	平成 5年12月26日
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、一般機械器具、発電用・送電用・配電用・産業用電気、機械器具製造業最低賃金	6,194円	775円	平成14年12月26日
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	6,194円	775円	平成14年12月26日
石川県民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、磁気テープ・磁気ディスク製造業最低賃金	5,690円	712円	平成14年12月26日
石川県百貨店、総合スーパー最低賃金 (50人以上の各種商品小売業)	5,883円	737円	平成14年12月29日
※産業別最低賃金には、業種、年齢、業務等によっては、適用とされない場合がありますが、この場合には石川県最低賃金が適用となります。			

詳細は、石川労働局労働基準部賃金室「(076) 265-4425」又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。